

県民の警察官表彰実施要綱

昭和49年4月1日

改正 平24. 3. 26栃監第1号

(趣旨)

第1 警察職員全体の士気高揚と、警察と県民との親密感を深めるために、県民に奉仕した功労の顕著な警察官を知事が表彰を行うものとする。

(選考の基準)

第2 県民の警察官は、選考委員会が県民または警察本部長から推薦された者であり、かつ、第1項および第2項の要件に該当する者のなかから選考する。

1 功労の内容が次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 県民に奉仕したことによつて尊敬と称賛を受けたもの
- (2) 重要特異な犯罪の犯人を検挙し、又は検挙に功績があつたもの
- (3) 防犯活動又は青少年の補導育成に功績があつたもの
- (4) 交通指導取締り又は交通安全活動の推進により、交通事故防止に功績があつたもの
- (5) 天災地変その他の災害等にあたり、警戒、防護、又は人命救助に功績があつたもの
- (6) その他選考委員会が表彰に値すると認めたもの

2 選考の対象者は、次の各号に該当するものであること。

- (1) 人格識見ともにすぐれていること
- (2) 警察官として20年以上勤務（休職期間を除く。）しているもの。ただし、とくに顕著な功績があつたものについてはこの限りでない
- (3) 過去3年以内に懲戒処分を受けていないこと

(選考委員会)

第3 選考委員会は、次の者で構成する。

- (1) 警察官友の会会長
- (2) 栃木県地域婦人連絡協議会会長
- (3) 報道関係代表者会
幹 事 2名
- (4) 知事部局
人事課長
- (5) 警察本部
警務部長

2 選考委員会は、必要があるときは関係者から意見を聞くことができる。

(表彰人員)

第4 表彰人員は、年間3人以内とする。

(表彰の方法)

第5 この表彰は、感謝状及び記念品を授与して行う。

(表彰)

第6 県民の警察官表彰は、毎年1回行うものとする。

(施行)

第7 この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。